低入札価格調查制度運用要領

制 定 平成 13 年 6 月 1 日 最近改正 平成 18 年 5 月 19 日

低入札価格調査制度導入に伴う基本方針(平成8年1月1日施行)を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この基準は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令 第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査制度の基本的な取り扱いを定める。

(適用範囲)

第 2 条 工事請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札のうち、予定価格が 2 億円 以上(建築工事 3 億円以上)の案件について適用する。

ただし、上記にかかわらず必要があると認められる場合については、低入札価格調査制度を適用することができる。

(制度の手続き)

第 3 条 別紙のとおり

(調査基準価格)

第 4 条 予定価格の 2/3~8.5/10 の範囲内で定める。

調査基準価格 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 (現場経費)の 1/5 特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず予定価格の 2/3~8.5/10 の範囲内で適宜の割合を定めることができる。

(入札参加業者への周知)

第 5 条 本制度が適用される工事の入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、 入札参加業者に対し、本制度が採用される旨通知する。

(入札の執行)

第 6 条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、 入札者に対して「保留」を宣言し、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

- 第 7 条 入札担当課、入札請求局と共同で以下の調査を行う。
 - ・当該価格で入札した理由
 - ・入札価格の工事費内訳書
 - ・下請負契約の予定
 - ・契約対象工事付近における手持工事の状況

- ・契約対象工事関連の手持工事の状況
- ・手持資材の状況
- ・手持機械数の状況
- 労働者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事名及び発注者
- ・経営状況
- ・信用状態(賃金不払い、下請代金の支払遅延状況等)
- ・その他必要な事項

(調査の結果適合した履行がされると認められた場合の措置)

第 8 条 入札担当課長は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときに、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせる。

(調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合の措置)

第 9 条 入札担当課長は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、契約審査委員に提出してその意見を求める。

(契約審査委員)

第 10 条 契約審査委員は、入札担当局担当部長、入札請求局設計担当部長、事業主管局担当部長(予算執行担当部長)の3名で構成し、第9条の場合において入札担当課長から意見を求められたときは、必要な審査を行い、書面により意見を表示するものとする。

(契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等)

第 11 条 契約審査委員の意見のうち 2 名以上の意見が入札担当課長の意見と同一であった場合は、入札担当課長は最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第 7 条以降と同様の手続による。

附 則

この規定は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年6月1日から施行する。

低入札価格調査制度の手続

